

**平成16年度 組織改正**

(案)

**平成16年1月**

**豊島区組織等検討委員会**

## はじめに

本区はこれまで、各年度に生じた、又は生じると思われる行政課題解決に向け、適切かつ迅速に対応できる、簡素で効率的な組織を目指して見直しを行ってきた。16年度に向けた組織改正においても、これらの観点を重視したところである。

今年度の組織改正の規模は、部・担当部長レベルで新設1、廃止1、課・担当課長レベルで新設3である。その結果、部・担当部長の数は15、課・担当課長の数は79となった。

改正の主な内容としては、①魅力と活力溢れる豊島区を創るための商工政策の強力な推進を目指した商工部の新設、②小学校区を基礎単位として、世代を超えた交流の場「地域区民ひろば」づくりを目指す地域区民ひろば担当課長の新設、③自然災害以外の様々な危機への対応に万全を期すことを目指す危機管理担当課長の新設、④区民が安心して、安全に暮らすことのできるまちを目指す治安対策担当課長の新設などである。

今後は、16年度半ばを目途に策定が進んでいる基本計画を基に、同計画の施策体系を視野に入れつつ、さらに時代のニーズに即した行政課題の解決を強力に推進していくための組織を構築する必要がある。

本委員会は多様な区民ニーズに的確に対応し得る、簡素で効率的な組織の構築に向けて、今後とも精力的に検討を進めていく所存である。

豊島区組織等検討委員会

## 1. 組織数

	部	兼務	課	兼務
15年度	15	1	76	16
16年度	15	1	79	16
増減	0	0	3	0

## 2. 改正内容

### (1) 部

廃止	新設
商工担当部長	商工部

### (2) 課 新設

地域区民ひろば担当課長
危機管理担当課長
治安対策担当課長

### 改称

旧	新
行政管理課	行政経営課
区有財産活用担当課長	施設再構築・活用担当課長
観光振興担当課長	観光課

### 兼務

事務取扱解除	兼務
生活産業課長 (H15.6.1商工担当部長の事務取扱解除)	長期計画担当課長 (地域区民ひろば担当課長が兼務)

部 課 名	現 行 (平成15年4月1日現在)	改 正 後
1 政策経営部	<p>政策経営部</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>企画課</li> <li>財政課</li> <li>行政管理課               <ul style="list-style-type: none"> <li>行政管理担当係長</li> </ul> </li> <li>(改組)</li> <li>広報課</li> <li>情報管理課</li> <li>長期計画担当課長</li> <li>区有財産活用担当課長               <ul style="list-style-type: none"> <li>区有財産活用担当係長</li> </ul> </li> <li>(改組)</li> </ul>	<p>政策経営部</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>企画課</li> <li>財政課</li> <li>行政経営課               <ul style="list-style-type: none"> <li>行政経営担当係長</li> </ul> </li> <li>(改組)</li> <li>広報課</li> <li>情報管理課</li> <li>長期計画担当課長</li> <li>施設再構築・活用担当課長               <ul style="list-style-type: none"> <li>施設再構築・活用担当係長</li> </ul> </li> <li>(改組)</li> <li>地域区民ひろば担当課長               <ul style="list-style-type: none"> <li>地域区民ひろば担当係長</li> </ul> </li> <li>(新設)</li> </ul>

**改正の理由**  
 事業部制や外部委託、指定管理者制度の導入を検討し、効率的かつ効果的な行政サービスを提供するシステムを構築するため、「行政管理課」から「行政経営課」に改組する。  
 現行業務である区有財産の活用に公共施設の再構築(地域区民ひろばを除く)に関する業務を加え、区全体の施設の見直し・再構築を図るため、「区有財産活用担当課長」から「施設再構築・活用担当課長」に改組する。  
 乳幼児から高齢者までの「世代を超えた交流の場」としての地域区民ひろば事業を積極的に展開するため、「地域区民ひろば担当課長」を新設する。

**分掌事務**  
 「行政経営課」・・・事業部制の検討、行政評価、組織・定数、外部委託及び指定管理者制度に関すること  
 「施設再構築・活用担当課長」・・・財産やPFI等の活用、公共施設の再構築(地域区民ひろばを除く)に関すること  
 「地域区民ひろば担当課長」・・・地域区民ひろば実施計画の策定やひろばの開設準備に関すること

部 課 名	現 行 (平成15年4月1日現在)	改 正 後
2 政策経営部 企画課	<p>企画課</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>企画調整係</li> <li>企画担当係長</li> <li>外郭団体担当係長</li> <li>(廃止)</li> </ul>	<p>企画課</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>企画調整係</li> <li>企画担当係長</li> <li>自治基本条例担当係長</li> <li>(新設)</li> </ul>
<b>改正の理由</b>	<p>・外郭団体の評価等に関する業務を「企画担当係長」に移行し、「外郭団体担当係長」を廃止する。また、自治基本条例の制定に関する業務を行うため、「自治基本条例担当係長」を新設する。</p>	
<b>分掌事務</b>	<p>・自治基本条例の制定に関すること</p>	

部 課 名	現 行 (平成15年4月1日現在)	改 正 後
3 総務部		
改正の理由	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自然災害以外の危機の発生に関する平常時及び緊急時の対応に万全を期するため、「危機管理担当課長」「危機管理担当係長」を設置する。(平成15年11月1日設置)</li> <li>・治安対策、環境浄化対策の強化を図るため、「治安対策担当課長」「治安対策担当係長」を新設する。</li> <li>・自然災害対策を所管する「防災課」を区民部から総務部に移行することで、「危機管理担当課長」「治安対策担当課長」と併せて、区民生活の安全確保を強化する体制にする。</li> </ul>	
分掌事務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「危機管理担当課長」…平常時は、危機管理に係る情報収集や戦略的計画の立案、各部に対する助言・指導等 緊急時は、対策本部の事務局及び各部に対する総合調整並びに関係機関への要請等</li> <li>・「治安対策担当課長」…治安対策、環境浄化及び生活安全対策協議会等</li> </ul>	

部 課 名	現 行 (平成15年4月1日現在)	改 正 後
4 総務部 経理課	経理課 <ul style="list-style-type: none"> <li>— 管財係</li> <li>— 契約係</li> <li>— 用地係</li> <li>— 検査担当係長</li> </ul>	経理課 <ul style="list-style-type: none"> <li>— 管財係</li> <li>— 契約係</li> <li>— 用地係</li> <li>— 特定用地担当係長 (新設)</li> <li>— 検査担当係長</li> </ul>
改正の理由	<ul style="list-style-type: none"> <li>・区立西椎名町公園の隣接区有地にある引揚者用の収容施設(いわゆるバス住宅)及び目白通り沿いの不法占有問題に対応するため、「特定用地担当係長」を新設する。</li> </ul>	
分掌事務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・物件や権利関係及び居住者等の調査の実施</li> <li>・土地所有者である区と占有者の法的関係の整理</li> <li>・地元説明会の開催</li> <li>・土地の境界確認、用地測量の実施</li> </ul>	
部 課 名	現 行 (平成15年4月1日現在)	改 正 後
5 総務部 施設課	施設課 <ul style="list-style-type: none"> <li>— 管理係</li> <li>— 営繕係</li> <li>— 機械設備係</li> <li>— 電気設備係</li> <li>— 技術管理係</li> <li>— 施設改修計画係</li> </ul>	施設課 <ul style="list-style-type: none"> <li>— 管理係</li> <li>— 営繕係</li> <li>— 機械設備係</li> <li>— 電気設備係</li> <li>— 技術管理係</li> <li>— 施設改修計画係</li> <li>— 大規模施設建設担当係長 (新設)</li> </ul>
改正の理由	<ul style="list-style-type: none"> <li>・東池袋四丁目市街地開発ビル内の交流施設、新中央図書館の建設や新庁舎、新公会堂建設の検討に取り組むため、「大規模施設建設担当係長」を新設する。</li> </ul>	
分掌事務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大規模施設の建設工事計画、調査、設計、監督等</li> </ul>	

部 課 名	現 行 (平成15年4月1日現在)	改 正 後
6 区民部		
改正の理由	<p>・区民生活の安全を確保する体制を強化するため、防災課を「総務部」に移行する。また、生活産業課、観光振興担当課長を「商工部(新設)」に移行する。</p>	
部 課 名	現 行 (平成15年4月1日現在)	改 正 後
区民部 文化デザイン課	文化デザイン課 — 文化芸術係	
改正の理由	<p>・東池袋交流施設関連業務の推進強化を図るため、「東池袋交流施設設計画担当係長」を新設する。</p>	
分掌事務	<p>・東池袋交流施設の管理、運営並びに事業計画の検討及び国庫補助金に関する事務等</p>	

部 課 名	現 行 (平成15年4月1日現在)	改 正 後
8 区民部 区民課		
改正の理由	・住民基本台帳ネットワークシステムの構築が終了したため、「住民基本台帳ネットワークシステム担当係長」を廃止する。	
部 課 名	現 行 (平成15年4月1日現在)	改 正 後
9 商工部		
改正の理由	・商工振興を永続的、重点的に推進するため、「商工担当部長」を廃止し、「商工部」を新設する。また、観光振興計画に基づき、観光事業を継続的に実施するため「観光振興担当課長」を「観光課」に改称する。	
部 課 名	現 行 (平成15年4月1日現在)	改 正 後
10 商工部 生活産業課		
改正の理由	・商工振興施策を積極的に展開するための所管業務の見直しにより、「商工係」を廃止し、「管理係」及び「商工政策係」を新設する。また、「中小企業対策室」「商店街振興担当係長」を「中小企業振興係」「商店街振興係」に改称する。	
分掌事務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「管理係」…部・課の庶務、生活産業プラザの管理運営及び公衆浴場に関すること</li> <li>・「商工政策係」…産業振興計画の推進及び企業支援業務に関すること</li> <li>・「商店街振興係」…商店街の振興に関すること</li> <li>・「中小企業振興係」…中小企業の振興施策・融資・経営指導に関すること</li> </ul>	



部 課 名	現 行 (平成15年4月1日現在)	改 正 後
11 子ども家庭部  子ども課	子ども課 <ul style="list-style-type: none"> <li>— 子ども施策調整係</li> <li>— 児童館係</li> <li>— 計画担当係長</li> <li>— 研修担当係長</li> <li>— 子ども育成担当係長</li> <li>— 地域担当係長</li> <li>— 児童館</li> </ul>	子ども課 <ul style="list-style-type: none"> <li>— 子ども施策調整係</li> <li>— 児童館係</li> <li>— 計画担当係長</li> <li>— 研修担当係長</li> <li>— 子ども育成担当係長</li> <li>— 地域担当係長</li> <li>— 南池袋地区放課後対策担当係長 (新設)</li> <li>— 児童館</li> </ul>
改正の理由	・新校舎となる南池袋小学校の隣接地に建設する施設において、同小学校との連携を図りながら、学校施設を活用した新たな放課後対策事業を展開するため、「南池袋地区放課後対策担当係長」を新設する。	
分掌事務	・南池袋地区放課後対策事業に関すること	
部 課 名	現 行 (平成15年4月1日現在)	改 正 後
12 子ども家庭部  子育て支援課	子育て支援課 <ul style="list-style-type: none"> <li>— 子育て事業係</li> <li>— 子ども家庭・女性相談係</li> <li>— 入園係</li> <li>— 児童給付係</li> <li>— 子どもの権利担当係長 (廃止)</li> <li>— 発達相談担当係長 (廃止)</li> <li>— 東部子ども家庭支援センター</li> <li>— 西部子ども家庭支援センター</li> </ul>	子育て支援課 <ul style="list-style-type: none"> <li>— 子育て事業係</li> <li>— 子ども家庭・女性相談係</li> <li>— 入園係</li> <li>— 児童給付係</li> <li>— 東部子ども家庭支援センター (移行) <ul style="list-style-type: none"> <li>--- 子どもの権利擁護関係</li> <li>--- 子どもの発達相談関係</li> </ul> </li> <li>— 西部子ども家庭支援センター</li> </ul>
改正の理由	・「子どもの権利担当係長」の機能を虐待対策ワーカーとして東部子ども家庭支援センターに移行し、同センターを※「先駆型子ども家庭支援センター」に位置付ける。また、発達相談も東部子ども家庭支援センターに移行し、保育園の巡回等の現行業務を維持しつつ、同センターの相談機能の強化を図る。	
分掌事務	・「東部子ども家庭支援センター」・・・虐待防止、発達相談に関すること	

※「先駆型子ども家庭支援センター」とは、従来の事業に加え、虐待を受けた子どもが家庭に復帰した後の見守りや子育てに問題を抱えた家庭への支援を児童相談所と連携して行う等、従来型子ども家庭支援センターの機能をより充実させたものである。

部 課 名	現 行 (平成15年4月1日現在)	改 正 後
13 都市整備部 都市計画課	都市計画課 <ul style="list-style-type: none"> <li>— 都市計画係</li> <li>— 地域計画係</li> <li>— 街並み景観係</li> <li>— 都市施設担当係長 (名称変更)</li> </ul>	都市計画課 <ul style="list-style-type: none"> <li>— 都市計画係</li> <li>— 地域計画係</li> <li>— 街並み景観係</li> <li>— 副都心整備担当係長 (名称変更)</li> </ul>
改正の理由	・区政の最重要課題である池袋副都心地域の整備に関する調査検討、調整や進行管理と合わせ、都市計画道路や都市高速鉄道等区全域に係る都市整備事業の一層の推進を図るため、「副都心整備担当係長」に改称する。	
分掌事務	・池袋副都心再生プラン(LRT導入検討、副都心再生協議会(仮称)の運営等)の推進、まちづくり総合支援事業及び都市施設に関すること	
部 課 名	現 行 (平成15年4月1日現在)	改 正 後
14 都市整備部 住宅課	住宅課 <ul style="list-style-type: none"> <li>— 住宅相談係</li> <li>— 企画管理係 (名称変更)</li> <li>— 住宅施策担当係長</li> </ul>	住宅課 <ul style="list-style-type: none"> <li>— 住宅相談係</li> <li>— 住宅管理係 (名称変更)</li> <li>— 住宅施策担当係長</li> </ul>
改正の理由	・区民住宅等の維持管理業務を担う「企画管理係」を、その業務内容にふさわしい名称にするため、「住宅管理係」に改称する。	
分掌事務	・区営住宅等の維持管理、高齢者向け優良賃貸住宅に関する事務等	
部 課 名	現 行 (平成15年4月1日現在)	改 正 後
15 都市整備部 建築指導課	建築指導課 <ul style="list-style-type: none"> <li>— 管理係</li> <li>— 建築指導係 (改組)</li> <li>— 建築調整係 (改組)</li> <li>— 道路調査係</li> </ul>	建築指導課 <ul style="list-style-type: none"> <li>— 管理係</li> <li>— 道路調査係</li> <li>— 建築調整担当係長② (分割・改組)</li> </ul>
改正の理由	・建築調整事務(相隣紛争予防調整、テレビ電波障害等)の強化を図るため課内の分掌事務を再編し、建築調整係を東西の地域で担当を分け、2担当係長制とする。	
分掌事務	・中高層建築物相隣紛争予防調整、テレビ電波障害等	

部 課 名	現 行 (平成15年4月1日現在)	改 正 後
16 土木部 道路管理課	道路管理課 <ul style="list-style-type: none"> <li>調整係</li> <li>占用係</li> <li>道路台帳係</li> <li>監察美化係</li> <li>国有財産移管係 (廃止)</li> </ul>	道路管理課 <ul style="list-style-type: none"> <li>調整係</li> <li>占用係</li> <li>道路台帳係</li> <li>境界確定係 (新設)</li> <li>監察美化係</li> <li>区有通路調査係 (新設)</li> </ul>
改正の理由	・従来、東京都財務局の管轄にあった境界確定に関する事務が区に移管されたため、業務増大により「境界確定係」を新設する。また、区有通路を処分するための資料作成、調整等を行うため「区有通路調査係」を設置する。	
≡事務	・「境界確定係」・・・地域住民と区の財産を明確にするための調査、測量、立会い、境界図の作成等 ・「区有通路調査係」・・・国有財産の譲与申請事務、区有通路を処分するための資料や区域図等の作成、調整等	

## 「平成16年度 組織改正」の追加事項について

1. 追加事項

区民部に文化担当部長を新設する。なお、文化担当部長は区民部長の兼務とする。

2. 追加理由

「文化特区」実現に向け、区の姿勢を鮮明にするため。

3. 分掌事務

- (1) 「文化特区」実現に向けた、施策の統合及び推進を行う。(企画、総合的横断的調整、進行管理)
- (2) 区内外の各種文化資源の開発、ネットワークづくり及び協働を推進する。
- (3) ユニバーサルデザインの文化都市実現を目的とする区民の活動支援及び参画を推進する。

4. 根拠法令

豊島区組織規則第8条(部、課及び係の長等)第2項  
「区民部及び保健福祉部に担当部長を置く。」

部 課 名	16年度 組織改正	16年度 組織改正(追加事項)
区民部		